の要請にもかかわらず所有権の登記がされなかった。

問　今回と同じような土地は市内にあるか。

建設部次長　まだ、詳しくは把握していないが、法人、個人の開発による同様なもので50箇所ほどある。

問　今後も、開発業者による登記の必要が生じるのか。

都市計画課長　現在は市が帰属を受けた土地は、市が職権で登記することになっている。

訴訟の対象となる公園用地（河原西久保田）

補正予算

問　今後の市営住宅施策の展望は。

助役　現時点では、新たに住宅の新設は考えていない。老朽化したものは建て替え、現行の戸数は確保したい。

問　道路維持管理費修繕料が減額されているが、内容は。

土木課長　道路維持費の中で、修繕費と工事請負の区分があり、今回補正した部分は、工事請負費の分である。

問　松井山手のパチンコ店出店について、開発者に対する、地元協議の指導は行ったか。

都市計画課長　業者に対して地元に説明をするよう指導している。

問　三山木区画整理事業は23年度完了予定と聞くが、進捗状況は。

建設部次長　16年度末で進捗率は70％。19年春には駅前広場等の完成を目指したい。

事務調査

◆三山木区画整理事業の今後について

問　区画整理区域内に公共施設の設置、特に文化施設が必要である。

助役　当初、市がめざしたまちづくりは社会情勢の変化で困難であるが、ウェルサンピアの問題も含め、まちづくりのコアとなる施設は行政の責任で設置しなければならない。

◆携帯電波塔の建設協議について

問　電波塔は、市としては許可権がないとのことであるが、今後2倍程の増設が予想される。

建設が進む三山木地区特定区画整理事業

助役　現時点では、国の基準をクリアしているので、規制は難しいが、市民の安全等の面から指導できる事項を検討していきたい。

閉会中の事務調査

建設経済常任委員会（上田登委員長：7人）

関係業者との協議が必要。

は10月17日に委員会を開会し、公共事業発注の検討内容についての調査を実施しました。

審査を行った内容及び結果は次のとおり。

問　最近の入札制度の現状と改革の見通しは。

建設部次長　12年度に市内業者を対象とした土木建築工事について条件付き一般競争入札を導入。予定価格、最低制限価格の事前公表も実施。その後、７００万円以上の工事は工事費内訳書の提出を必須とした。今年度は７００万円を２５０万円に引き下げ、指名停止基準の改正等も実施。

問　市民公募による入札審査委員会の設置は考えないのか。

建設部次長　当面、設置する考えはない。

職員給与０・３％引き下げ

扶養手当も支給額を改定

臨時会

平成17年11月21日に開会した平成17年第2回臨時会において、市長から人事院勧告に基づく給与や期末手当などの改定、市長などの特別職の報酬改定などの条例改正案4件が提出され、すべて可決しました。

改正の主な内容は、議員については期末手当の年間支給割合を０・05月引き上げ3・35月とするもの。特別職や水道事業管理者については期末手当の年間支給割合を０・05月引き上げ4・45月とするもの。また、職員の給料も国に準じて平均０・３％引き下げ、扶養手当については、配偶者に係る支給月額を現行「１万3千5百円」を「１万３千円」に改定し、勤勉手当については、本年度から年間支給割合を０・05月引き上げ、１・45月とするもの。

新設した市営住宅三山木団地

建設経済

建設経済常任委員会（上田登委員長：7人）は11月22日に委員会を開会し、付託された議案1件の審査を行いました。

審査を行った内容及び結果は次のとおり。

◆議案第69号　京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【賛成全員：可決】

市営住宅三山木団地及び関連の駐車場についてその位置を定めたもの。

問　入居者の所得や家族構成に毎年変化が生じると考えるが、確認方法は。

施設用地課長　入居者から毎年申告に基づき、家族構成も含め調査している。

問　今回付設される駐車場の料金は。

施設用地課長　入居時に千円から始まり平成23年に４千円というスライド式の徴収方法を考えている。

議員研修会

テーマは「電磁波問題について」

1月16日に議員研修会を開催しました。

今回は鴨川法律事務所の弁護士、山崎浩一氏を迎え、「電磁波問題の現状と今後の見通しについて」をサブテーマに、電磁波が人体に与える影響や諸外国の取り組み事例の紹介など、電磁波をめぐる様々な問題について研修を行いました。

講演する山崎浩一弁護士

意見書　最終日に可決

地方の道路整備の促進と財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支えるもっとも基礎的な社会基盤であり、道路網の一層の整備は、広域的な地域間連携、文化交流、商圏の拡大等を促すとともに、活力と魅力ある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

京田辺市では、幹線道路から市民の日常生活を支える生活道路の整備まで、安全で快適な道路網の整備を鋭意推進しているところであるが、市道の改良率は49.3%と未だ低い状況にある。さらに、市域の核となる駅周辺地区の道路整備についても推進している途上であり、道路特定財源を超える多額の一般財源を充当し整備を行っている地方の実情を認識されるべきである。

よって、国におかれては、道路特定財源の見直し議論がなされる中、制度の趣旨を踏まえ、地方における着実な道路整備に向けて、地方への安定的な財源を措置されるよう強く要望する。

看護職員等の大幅増員を求める意見書

高齢化社会の中で、医療・福祉、社会保障の充実は国民的な要求となっている。しかし、医療現場は、患者の高齢化・医療の高度化・ＩＴ化が進み、急激に変化しつつある。さらに、入院日数の短縮、混合診療導入、患者負担の増大などの医療制度改革により、患者が安心して受診、入院できる状況になっていない。

このような状況の中、医療に従事する職員は、慢性疲労状態で、自らの健康と医療事故の不安を抱え、常に辞めたいと思いながら働いている。こうした状況を放置すれば、医療職員の心身を守れないだけでなく、国民に提供する医療の水準に重大な影響を及ぼしかねない。

この背景には、医療・介護職員の配置基準が長年低いままで据え置かれ続けられており、アメリカやＥＣ諸国などと比較しても、２分の１、３分の１程度という医師・看護師などの人員配置基準となっているからである。また、診療報酬・介護報酬が、医療・福祉現場で働く職員の人件費を適切に評価していないことなどにより、医療・介護職員の賃金水準が他産業平均と比較して低い実態にあり、安全を守るコストなどを含めた増員確保のための財源保障が必要である。

よって政府は、看護職員等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護を守るように以下の項目を強く要望する。

記

1.現在策定中の看護職員需給見通しについて、現場での大幅増員を保障する内容に充実すること。
2.看護職員等の確保対策・予算を拡充すること。

否決の意見書

・定率減税の継続を求める意見書